

○四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月16日

条例第23号

改正 平成29年6月12日条例第16号

平成30年3月2日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、番号法の定めるところによる。

(個人番号の利用)

第3条 別表第1の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(同一執行機関内における特定個人情報の利用)

第4条 市の執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報その他規則で定める特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市の執行機関は、これらの規定により利用できるとされる特定個人情報について、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から提供を受けることができる場合は、その提供を受けて利用しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(他の執行機関への特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第2号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

執行機関	事務
1 市長	四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号。以下「重度障害者医療費助成条例」という。)による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号。以下「ひとり親家庭医療費助成条例」という。)によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第16号。以下「子ども医療費助成条例」という。)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	児童及び生徒の就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給関係情報、ひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報又は子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療給付の支給関係情報、住民票関係情報、重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報又は子ども医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護措置関係情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療給付の支給関係情報、児童手当関係情報、住民票関係情報、

		重度障害者医療費助成条例による医療費支給関係情報又はひとり親家庭医療費助成条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	番号法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進事業に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	四條畷市立なわてふれあい教室条例によるふれあい教室の運営に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	児童及び生徒の就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの